

教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定状況について

1 利用定員の考え方

(1) 設定方法

利用定員の設定は、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が行います。利用定員の設定にあたっては、施設・事業者の意向を考慮しながら、当該施設の設置地域における保育ニーズの状況や今後の見込みなどを踏まえて行います。利用定員は認可定員に一致させることが基本ですが、恒常的に利用児童が少ない場合は、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映し設定することが必要とされています。

子ども・子育て支援法において、利用定員の設定にあたっては、審議会その他の合議制の機関を設置している場合はその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならないとされており、本市では子ども・子育て会議で意見を聴取し、県への届出を行います。

(2) 設定区分

1号、2号、3号の認定区分ごとに利用定員を定めます。ただし、3号については、0歳児と1～2歳児に区分して定めるものとしています（川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例）。

(3) 利用定員の範囲

認定こども園、保育所 20人以上

小規模保育事業 6人以上19人以下

家庭的保育事業 5人以下

事業所内保育事業（小規模型）19人以下、（保育所型）20人以上

2 施設種別

次の「教育・保育施設」、「地域型保育事業」について、運営する施設・事業者に対し、利用定員を定めます。

教育・保育施設、地域型保育事業	施設・事業種別
(1) 教育・保育施設	・認可保育所 ・認定こども園（幼保連携型、幼稚園型） ・幼稚園（施設型給付）
(2) 地域型保育事業	・小規模保育事業A、B、C型 ・家庭的保育事業 ・事業所内保育事業